

# 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社会医療法人青雲会

「女性の職業生活における活躍に関する法律」に基づき、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2019年4月1日～2024年2月29日

2. 内容

<目標1>計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

女性職員 取得率を80%以上にすること

(対策) 2019年4月～

- ・育児休業者へ復帰前に面談を行い、復帰後のフォローバック体制を整える。

<目標2>育児休業から復帰した社員に対してのサポートを行い、不安解消に努める。

(対策) 2019年4月～

- ・育児休業中の社員に、企業の情報提供を行う。
- ・育児休業復職前後に面談を行う。
- ・育児の都合に応じて、勤務時間を短縮することで、仕事と育児の両立を図る。

<目標3>長時間労働の削減、有給休暇取得促進に努め、心身の健康を促進する。

(対策) 2019年4月～

- ・ノーカンフリーデーの設定により長時間労働の削減を図る。
- ・所属長会議で問題点を上げ、業務改善を実施して残業時間の短縮を図る。
- ・所属長が中心となり、残業をしない環境を整える。
- ・計画的に有給休暇を設定するよう定期的に周知し、取得を促進する。